

令和5年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)

試験問題出題趣旨・配点・採点基準

- 憲法
- 行政法
- 民法
- 民事訴訟法
- 商法
- 刑法
- 刑事訴訟法

令和5年度 憲法 一般選抜 二次募集

出題趣旨・配点・採点基準

**【出題趣旨】**

本問の出題趣旨は、①事案を憲法上の問題として分析する力の有無、②争点とすべき憲法上の権利を適切に取り上げる能力の有無、③憲法25条の生存権に関する基本的な知識・理解の有無、④基本的な判例などの知識の有無、⑤知識を活かして、問題解決に結びつける思考力の有無、⑥以上の能力を、憲法上の主張として適切に表現する能力の有無等、を確認したものである。

**設問（1）**

**【配点】** 30点

**【採点基準】**

- ・ 生活保護法4条1項の「資産活用要件」の違憲性の問題を指摘できているか。
- ・ 事案の「指示」違反に対する処分による実体としての不利益を指摘できているか。
- ・ その不利益処分について、憲法25条の問題として構成できているか。この際、憲法25条の理解について適切に示しているか。
- ・ 裁量の審査を、憲法論として構成して主張できているか。

**設問（2）**

**【配点】** 20点

**【採点基準】**

- ・ 設問（1）の主張に対して、「反論」の形式として論じているか。
- ・ 生活保護法4条1項の憲法25条の適合性を示しているか。
- ・ 裁量論を判例に沿って、提示できているか。

令和5年度 行政法 一般選抜 二次募集  
出題趣旨・配点・採点基準

・出題趣旨

- 1、両者のそれぞれの内容説明のほか、特に授益的行政行為の場合の許容性、法律の根拠の要否などについて論じることを求めた。
- 2、法律の留保原則との関係で必要とされる「法律」の意味や、3種類の規範の内容・具体例などについて論じることを求めた。
- 3、公定力の意味内容、その根拠が昔と今とでどのように異なるか、現代において公定力の概念を維持することのメリットなどについて論じることを求めた。
- 4、行政手続法で定める意見公募手続について、これを履践することでどのようなメリットがあるかとともに、實際上この制度が、立法時の思惑どおりに運用されているか否かなどについて論じることを求めた。
- 5、私人にとっては権利救済手段を行使する上で不服申立前置主義が不便を強いられるものであることを前提に、今なお不服申立前置主義が採用される事例を念頭に、その正当化根拠などを論じることを求めた。
- 6、同じ用語が両法で用いられつつも、両者には広狭などの違いがあることを、判例等を用いて論じることを求めた。

・配点

4問に均等配点で合計50点（各問に25点配点で採点し、その合計点を2で除して算出。小数点以下がある場合は繰上げ。）

・採点基準

出題趣旨に示したポイントなどが的確に取り上げられているかと、論述の整合性を総合的に判定して採点。

令和5年度 民法 一般選抜 二次募集

出題趣旨・配点・採点基準

**【出題趣旨】**

本問の出題趣旨は、抵当権と賃借権の関係についての基本的な理解に基づいて、事案に対して民法の基本的な条文を適用する能力を確認することである。

(1)(2) 共通

**【配点】** 20点

**【採点基準】**

- ・ 抵当権および不動産賃借権の各制度の基本的理解を前提として、対抗関係等を検討できているか。
- ・ 抵当権実行後の当事者間の法律関係について、抵当権実行後の事情を含む各事実をもとにして基本的な理解を示しているか。

(1)

**【配点】** 10点

**【採点基準】**

- ・ 請求を基礎づける法的根拠を明らかにした上で、その要件が具体的に検討され、結論が出されているか。

(2)

**【配点】** 20点

**【採点基準】**

- ・ 所有権に基づく返還請求権の要件が具体的に検討され、結論が出されているか。とりわけ、所有権の取得について制度の基本的理解を示しているか。
- ・ 民法395条1項、2項の要件が具体的に検討され、結論が出されているか。

令和5年度 民事訴訟法 一般選抜 二次募集  
出題趣旨・配点・採点基準

設問1

相手方の援用しない不利益陳述の取扱いについて、最一小判平成9年7月17日判時1614号72頁を踏まえ、弁論主義・処分権主義・釈明義務について、適切な理解をした上で、具体的な事件に対する当てはめ（訴訟物の特定と、そこから導かれる請求原因事実等の要件事実論的分析を含む）ができるかを問うもの。どのような結論を導くのであれ、そこに至る理由付けを説得的に示すことができているかを重視する。

設問2

予備的請求原因について主張立証がなかった場合の既判力の客観的範囲について、最二小判平成9年3月14日判時1600号89頁を踏まえ、前訴訴訟物の特定、既判力の客観的範囲の画定、後訴における既判力縮減の可能性等について、適切な理解をした上で、具体的な事件に対する当てはめができるかを問うもの。どのような結論を導くのであれ、そこに至る理由付けを説得的に示すことができているかを重視する。

※配点は、試験問題に記載のとおり。

**【問題1】**

○ 出題の趣旨

事例問題を通じて、株主総会の招集手続に関する瑕疵の治癒が認められるかどうか、株主総会決議取消しの訴えにおける取消事由の追加主張が認められるかどうかなどについての理解を問う問題である。

○ 配点

問題文参照

○ 採点基準

主に以下の事項に関する記述の正確性、論理的整合性、当てはめの適切性を中心に評価する。ただし、以下の事項以外に関する記述であっても、合理的である場合には加点する。

- ・ 全員出席総会に関する判例法理の理解及び当該判例の本案への適用について
- ・ 株主総会決議取消しの訴えにおける取消事由の追加主張に関する判例法理の理解及び当該判例の本案への適用について

**【問題2】**

○ 出題の趣旨

新株の発行と自己株式の処分は、それらを引き受ける者を募集する際の手続きが同一の条文で規律されていることからして、類似する性質を有しているが、会計処理などにおいては相違点があることを理解しているかどうかを問う問題である。

○ 配点

問題文参照

○ 採点基準

主に以下の事項に関する記述を中心に評価する。

ただし、以下の事項以外に関する記述であっても、合理的である場合には加点する。

- ・ 新株の発行と自己株式の処分に関する説明
- ・ 新株の発行と自己株式の処分は、ともに資金調達的手段となり得ること、既存株主の議決権や経済的利益に同様の影響を与えること
- ・ 募集株式の発行と募集自己株式の処分の手続きは同一の条文で規律されていること
- ・ 発行済株式総数への影響が異なること
- ・ 新株の発行と自己株式の処分の会計処理が異なること

出題趣旨

第1問は事例問題である。行為者のどの行為につき何の罪が成立しうるか、その際にどのような論点が生じうるか、その論点に対してどのような規範を立てるべきで、どのような事実関係を拾い上げるべきか、といったポイントを押さえて、論証を行う必要がある。

本問では、甲の行為が正当防衛に当たるか、とりわけAの甲に対する攻撃が「急迫不正の侵害」といえるかが問題になるところ、同要件の判断にあたり、①甲とAとの間に先行する闘争状態があること、②甲が予め木刀を準備していたこと、③Aが帰宅するまでの段階で甲にはAからの暴行について予期があり、かつ、Aに対する積極的な加害意思が認められうること、④Bの仲裁により甲はAと話し合いを行おうとしていたことといった各種の先行事情が重要となりうる。正当防衛の趣旨に照らし、これらの事情が「急迫不正の侵害」要件の肯否にどのように作用するのか、適切に論証する必要がある。

急迫不正の侵害が肯定されたとした場合、甲がAの攻撃に対して怒りの念を抱いていることが「自己または他人の権利を防衛するため」と言えるか、いわゆる防衛の意思を否定するのか否か、階段上からAを突き落とすという甲の行為がAによる攻撃との比較で「やむを得ずにした行為」といえるか、いわゆる行為の相当性を否定するのか否かについて、簡潔な論証が求められている。

なお、本事案の素材となったのは、最二小判昭和59年1月30日刑集38巻1号185頁である。

第2問は、「自己名義のクレジットカードの不正利用」という論点につき、一定の結論に至るための理論構成を問うものである。同論点については、詐欺罪における財産的損害の捉え方次第で、誰を被害者とするのか、どの行為を交付行為・処分行為と捉えるのか、行為者のどの行為につき欺罔行為を構成すると考えるのかなど、各種のポイントに相違が生じてくるところ、これらの相違を踏まえ、詐欺罪の罪質理解という理論的根拠とあわせて、説明することが求められている。

※配点は、試験問題に記載のとおり。

## 刑事訴訟法

### 【令和5年度2次募集】

- ・ 出題趣旨

東京高裁平成25年7月23日判決の判旨を読ませた上で、捜索差押えと関連づけながら、基本知識や違法収集証拠の証拠能力の理解を問う質問を四問に分けて出題した。

- ・ 配点

問題文に記載のとおり。

- ・ 採点基準

知識問題については解答の正確性に応じて、論述問題については、知識の正確性及び論理的思考力に応じて採点を行った。